

教員養成における学校安全の学修 の充実について

学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）

教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の3領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアス^{*1}や権威勾配^{*2}などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）^{*3}を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

*1 自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう「正常性バイアス」のほか、周囲にいる他者に同調して避難などの対応が遅れてしまう「集団同調性バイアス」、これまでの経験が合理的な判断を妨げる「経験バイアス」などが考えられる。

*2 権威勾配とは、職位や経験における上位者と下位者の間の権威の差である。例えば、ベテランと新人の組み合わせで、ベテランの判断に新人が疑問を感じてもそれを指摘できない雰囲気がある場合、「権威勾配が強すぎる（又は、急すぎる）」という。逆に、上長と部下の関係が対等で、緊急事態でも上長が果敢な決断をできない状態は、「権威勾配が弱すぎる（又は、緩すぎる）」と言う。安全確保・事故防止には適切な権威勾配が必要である。（「大川小学校事故検証報告書（平成26年2月）」より）

*3 一次救命処置（Basic Life Support）は、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために心肺蘇生を行ったり、AED（自動体外式除細動器）を使ったりする緊急の処置のこと。食べ物など喉に詰まった物を取り除くための方法（気道異物除去法）も一次救命処置に含まれる。

大学等養成機関への調査

調査目的 第3次学校安全の推進に関する計画における「教員養成における学校安全の学修の充実」の主要指標に関連する状況の傾向を把握するため、教職課程を有する大学におけるカリキュラム内容等を調査をしたもの。

調査委託先 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

調査対象 教職課程を有する大学

調査方法 アンケート調査（任意）

調査機関 令和5年12月27日（水）～令和6年1月26日（金）まで

回答数 428団体（回答協力のあった団体数）

第3次学校安全の推進に関する計画における関連する【主要指標】

- ・教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）
- ・教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命処置（BLS）の実施状況

教育職員免許法施行規則(妙)【令和6年4月1日施行】

第一章 単位の修得方法等

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

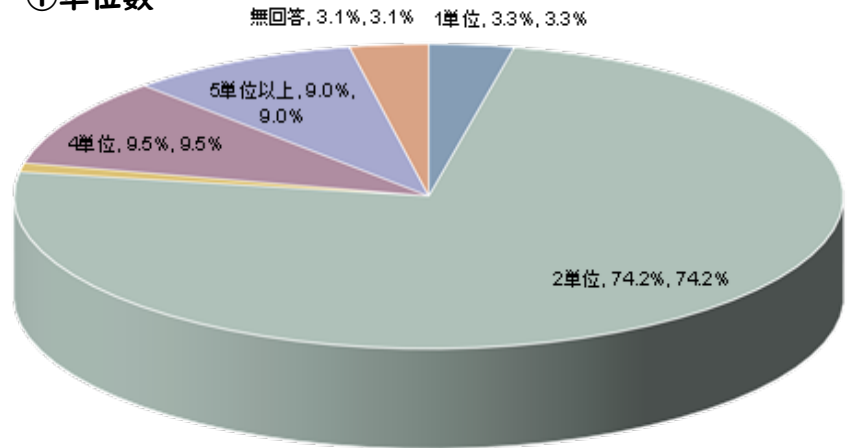
第一欄	教科及び教職に関する科目	前項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教科に関する専門的事項	三〇	三〇	一六	
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）				
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
			教職実践演習	二	二	二
第六欄	大学が独自に設定する科目		二六	二	二	

アンケート調査結果の概要

I 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」について

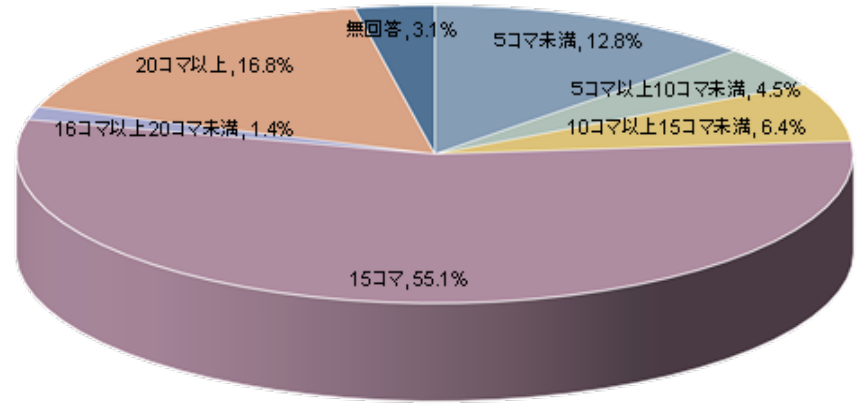
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち
 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全を含む。)」の学修状況

① 単位数

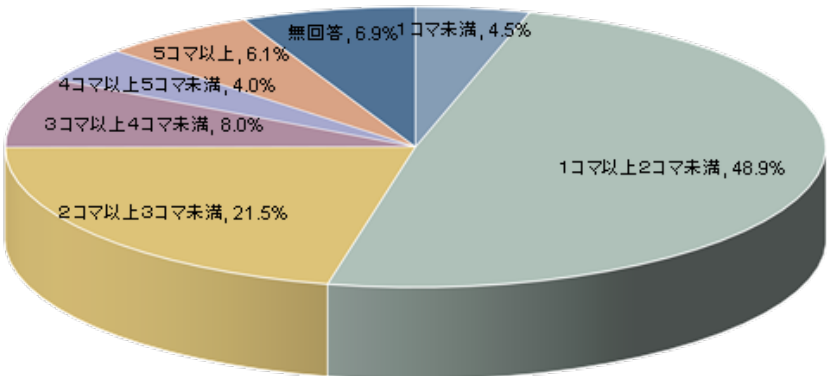


② コマ数

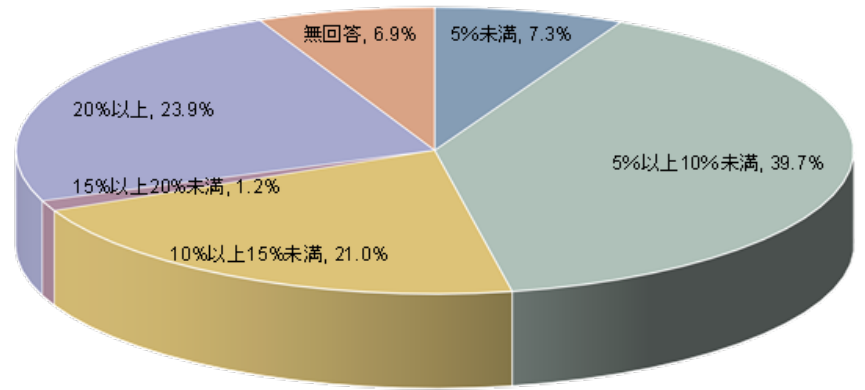
(n=423)



③ カリキュラムにおける **学校安全をふくむコマ数**



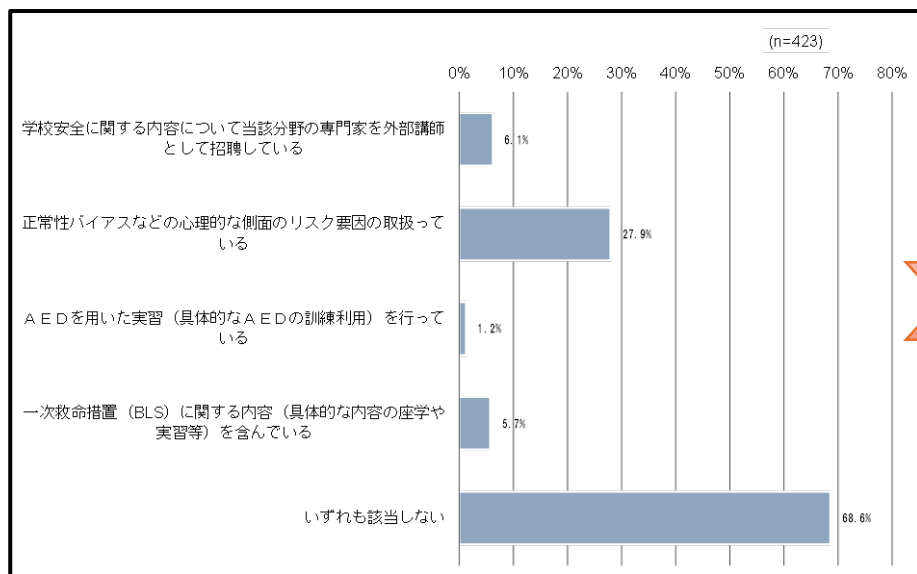
④ カリキュラムにおける **学校安全の対応に関するコマ数の割合**



①②…①の「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムの単位数は「2単位」としている団体が74.2%と最も多く、②のコマ数(授業数)では、15コマが55.1%と過半を占めている。
 ③④…②のうち「学校安全を含むコマ数」(③)は、1コマ以上2コマ未満が48.9%と約半数を占めており、カリキュラムにおける学校安全の対応に関するコマ数の割合(④)は、20%未満が約7割を占める。

2「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の状況

(1)「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムにおける主要指標に該当する授業の状況



授業を実施する上での課題や導入できない理由（主なもの）

- スケジュール調整等の手続きの煩雑さや予算、機材の不足
・実習等は、実習場所や器具等の確保等について困難 等
- 適切な人材の不足
・「当該専門家」とのネットワークを持っていない。対応できる専門家が外部講師にいない 等
- 授業時間数の不足
・限られた授業回数の中で、実技等で教えるのが難しい 等
- 受講人数が多さや授業形態により実習等の実施が困難
- 担当教員が、被災経験や実務経験があり、（外部講師の招聘を）必要としない
- AEDを用いた実習を含む一次救命処置（BLS）については、現職の研修でしっかりと取り扱うべき内容
- 代替可能な授業や機会がある
・専門分野科目、別途、救急救命講習会で取り扱っている
・学校安全のイベント等の実施により当該内容に触れる機会の設置
・学内居住者を対象に夜間避難訓練やAEDを用いた実習の実施 等

授業の具体的な内容（主なもの）

学校安全に関する内容について当該分野の専門家を外部講師として招聘している具体例

- 他校教員、教育委員会等の危機管理の現状と取組等の講義
- 警察等関係者の生活安全、交通安全等の講話
- 救命救急関係者の招聘による上級救命購入
- 学校事故対応経験者（教員含む）、被害者遺族の講演 等

正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因を取扱っている内容例

- 正常性バイアス、同調性バイアス、権威勾配などの心理的なリスク要因に関する理論的内容
- 具体的な事象に基づいた内容
・東日本大震災における被害や避難対応、大阪教育大学附属小学校の事件など、これまで発生した学校に関連する事件・事故 等
- 映像資料の活用
- 事故発生時に対応等に関するグループディスカッション 等

AEDを用いた実習（具体的なAEDの訓練利用）を行っている内容例

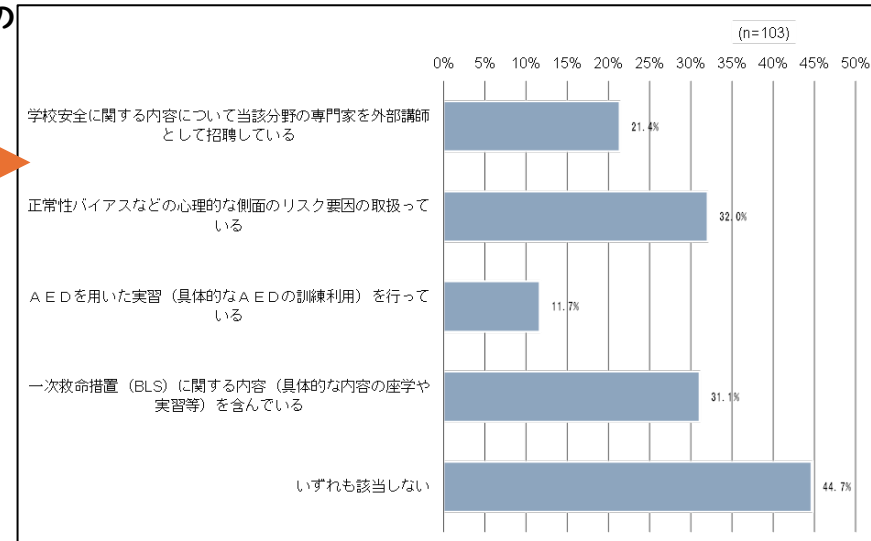
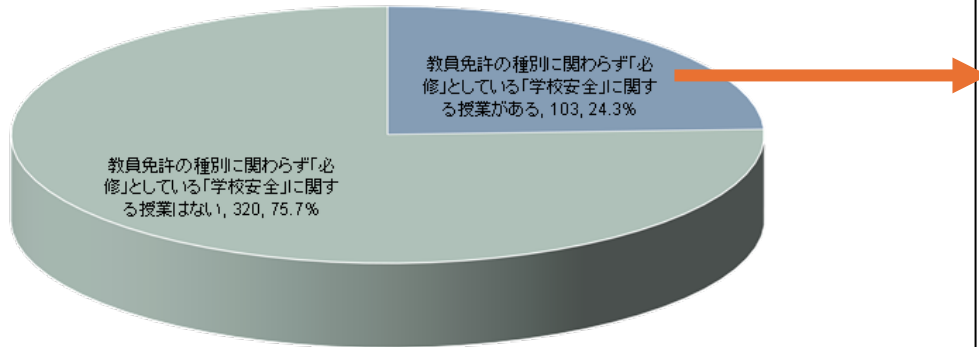
- 地元消防署等と連携しAEDを用いた実習を含む救急救命講習
・全学生に対しガイダンス期間中に実施し、授業で再確認
・応急手当普及員認定資格をもつ教員による救急蘇生法の指針（市民用）2020に即した講義及び演習の実施*

一次救命処置（BLS）に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる内容例

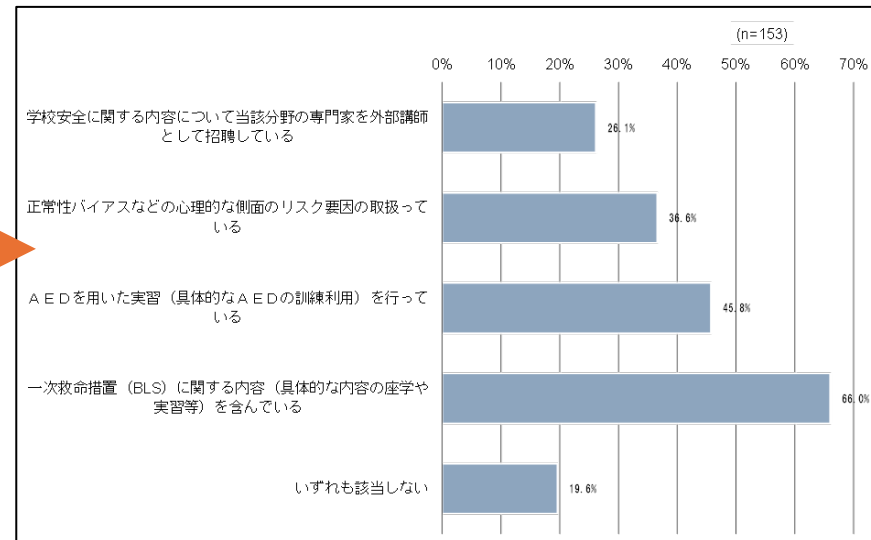
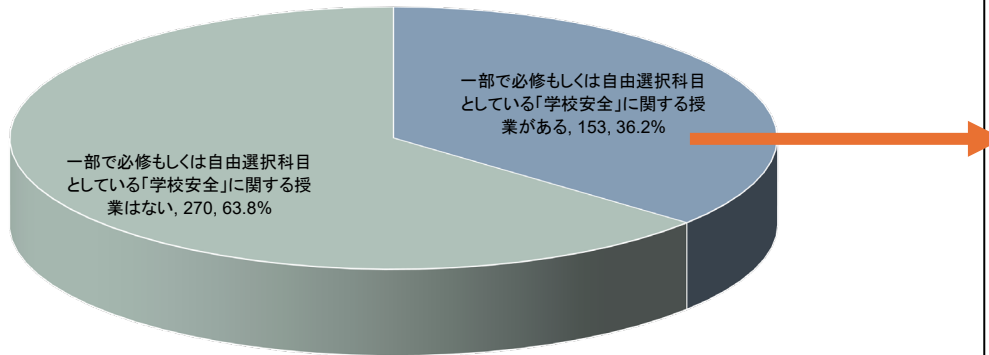
- テキスト等による座学での実施
- 演習の実施（上記*に同じ）
- 映像視聴による学習
- グループワークでの実践
・救命処置の手順や方法を動画で確認しグループワーク 等

（1）主要指標に該当する授業の状況では、「正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因」27.9%と最も多く、AEDを用いた実習を含む一次救命処置の内容を扱うケースが少ない状況にある。

(2) 教員免許を取得する際に「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業に加えて「必修」としている学校安全に関する授業の状況



(3) 一部の教員免許を取得する場合のみ「必修」もしくは自由選択科目としている学校安全に関する授業の状況



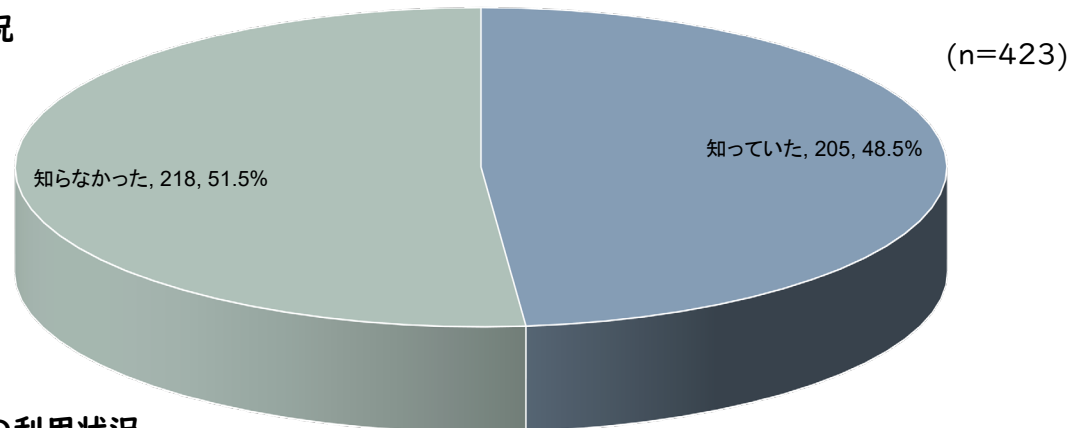
- (2) 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業以外に「必修」としている学校の割合は24.3%であり、これらの学校での一次救命処置（BLS）に関する内容を含んでいる授業等の実施の割合が高い。
- (3) 一部の教員免許を取得する場合のみ「必修」もしくは自由選択科目としている学校の割合は36.2%であり、これらの学校でのAEDを用いた実習を含む一次救命処置（BLS）に関する内容を含む授業等の実施の割合が高い。

3 文部科学省「教職員のための学校安全e-ラーニング」の利用状況

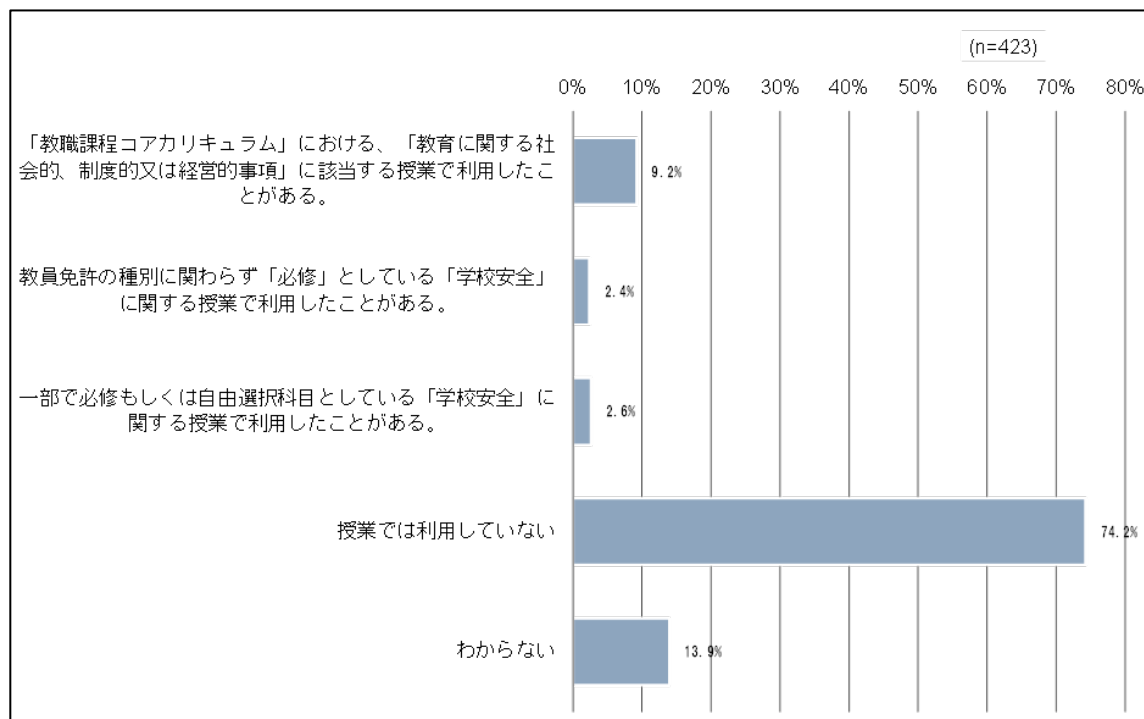


「教職員のための学校安全e-ラーニング」とは、学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月文部科学省）等をベースに、教職員を志す学生から管理職までのキャリアステージ別に、学校安全に関して習得しておくべき事項を紹介している教材。教職員を目指す学生向けに学校安全に関する基礎的知識を身に付けられる内容になっている。

(1) 「教職員のための学校安全e-ラーニング」の認知状況



(2) 「教職員のための学校安全e-ラーニング」の授業での利用状況



教員養成における学校安全の学修の充実に向けた今後の対応

教職課程の「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」における学校安全の学修において、「第3次学校安全の推進に関する計画」に示す「主要指標」に係る取組は、「いずれも該当しない」との回答が7割を占める等の状況が明らかとなり、今後更なる取組の充実が期待される。

このことを踏まえ、下記の対応を行うことを検討する。

第3次学校安全の推進に関する計画における関連する【主要指標】

- ・教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）
- ・教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命処置（BLS）の実施状況

■教職課程における「第3次学校安全の推進に関する計画」に示す「主要指標」を踏まえた取組事例について、文部科学省「学校安全ポータルサイト」等により情報発信を行う

■AEDを用いた実習を含む一次救命処置（BLS）の実施機会の確保のための関係機関との連携強化を図る

■学校安全の学修の充実に資する学校安全の教材である「教職員のための学校安全e-ラーニング（教職員を目指す学生向け）」等について一層の周知を図る